

富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、富山県が実施する「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託仕様書」に掲げる業務について、富山県と受託候補者が協議の上、契約を締結するものであること。

2 本業務の概要

(1) 業務名

富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務

(2) 業務内容

「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

(4) 委託上限額

本業務の委託上限額は、123,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

この上限額とは別に契約手続きにおいて予定価格を設定する。

なお、委託上限額を超える額で提案した事業者は、失格とする。

(5) 業務成果の帰属

本業務に係る一切の成果品は、発注者に帰属する。

3 業務提案を求める内容

「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務(技術)提案書作成要領」(P.6)のとおり

4 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

また、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、富山県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格要件】

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルへの参加申請時点において、富山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(令和6年8月2日富山県告示第332号)に基づき、競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 過去10年間(平成26年4月1日から令和6年3月31日)に国又は都道府県が発注した「地震被害想定調査業務」及び「津波シミュレーション調査業務」の受託実績(履行が完了しているものに限る。)を有すること。
- (4) 本県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、破産手続中の者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、更正手続き中の者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、再生手続中の者でないこと。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付・回答

本業務及びプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする

る。

- ①受付期間：令和6年10月1日（火）17時まで
- ②提出先：「10 事務局」に同じ
- ③提出方法：「様式2 質問書」に内容を簡潔に記入の上、原則電子メールにより提出するものとする。
- ④回答方法：受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめ、全ての参加者に周知するものとする。なお、その際は、質問者名は公表しない。

（2）参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり必要書類を「10 事務局」に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- ①提出期限：令和6年10月4日（金）17時まで
- ②提出先：「10 事務局」に同じ
- ③提出方法：原則電子メールにより提出すること。
- ④提出書類：業務提案参加申込書（様式1）、会社概要（任意様式）、業務実績（様式3）

※共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること。

⑤留意事項：

上記書類を提出期限までに提出しなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。

参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。

（3）業務（技術）提案書の提出

参加者は、「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務（技術）提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務（技術）提案書（任意様式）を、次により提出するものとする。

- ①提出期限：令和6年10月16日（水）17時まで
- ②提出書類：「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務（技術）提案書作成要領」に掲げる書類
- ③提出先「10 事務局」に同じ
- ④提出方法：原則電子メールにより提出すること。

（4）業務提案の無効

参加申込書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

- ①提出期限を過ぎて提出された提案
- ②民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- ③誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④その他企画競争に関する条件に違反した提案

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「地震被害想定・津波シミュレーション調査業務公募型プロポーザル審査要領」(P.9)に基づき、審査会において行うものとする。

(2) 審査会（プレゼンテーション）の開催

- ①開催日：令和6年10月21日（月）～25日（金）の間に実施予定
- ②場所：審査委員は富山県庁舎内において、参加者はそれぞれの職場等からWEB上で会議システム（Zoom）を利用して審査を実施する。開催時間等の詳細については、参加者宛て別途連絡する。
- ③開催方法等：

審査は、参加者から提出された業務（技術）提案書に基づいて実施する。

プレゼンテーションの順番は、上記「5（2）参加申込書の提出」に掲げる書類の提出があった順とする。

プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。

(3) 受託候補者の決定

「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務公募型プロポーザル審査基準」（別記）のとおり。

7 スケジュール

(1) 質問書提出締切

令和6年10月1日（火）17時まで

(2) 質問の回答

令和6年10月3日（木）

(3) 参加申し込み締切

令和6年10月4日（金）17時まで

(4) 業務（技術）提案書提出締切

令和6年10月16日（水）17時まで

(5) プロポーザル審査会の開催

令和6年10月21日（月）～25日（金）の間に実施予定

(6) 審査結果の通知・選定事業者との契約締結

令和6年10月28日（月）～31日（木）（予定）

8 その他留意事項

- (1) 公募型プロポーザル参加申請書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 参加希望者及び参加者から提出された書類等は返却しない。また、本プロポーザルの提案内容及び個人情報等は、本プロポーザルのみに使用し、参加希望者及び参加者の承諾なしに第三者に提供しない。
- (3) 提出された書類等は、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。
- (4) 委託契約額は、業務（技術）提案書の見積金額がそのまま採用されるのではなく、委託先候補者との協議により仕様書を確定した後に決定する。
- (5) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 本プロポーザルに際し、本県に提出・届出する電子データのファイルは、すべてPDF形式とすること。なお、ファイルは、数個のファイルに分け提出することも可とするが、業務（技術）提案書については、ファイルの構成順番が分かるようファイル名を工夫すること。

9 提出書類

プロポーザル実施に係る様式は、別紙のとおり。

- ・業務提案参加申込書（様式1）
- ・質問書（様式2）
- ・業務（技術）提案書（任意様式）
- ・見積書及び積算内訳書（任意様式）
- ・会社概要（任意様式）
- ・業務実績（様式3）
- ・業務実施体制（様式4）
- ・管理責任者の経歴・業務実績（様式5）
- ・実務担当者の経歴・業務実績（様式6）

10 事務局

富山県危機管理局 防災・危機管理課

住所：〒930-8501 富山県新総曲輪1-7（防災危機管理センター4階）

T E L : 076-444-3187

F A X : 076-444-3489

E-mail : abosaikikikanri01@pref.toyama.lg.jp

富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査 業務（技術）提案書作成要領

この「富山県地震被害想定・津波シミュレーション業務（技術）提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、富山県が実施する「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、業務（技術）提案書を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務仕様書」を確認の上、本作成要領により必要な書類を作成し、提出するものとする。

1 業務（技術）提案書

参加者は、「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務仕様書」の趣旨等を踏まえ、次に掲げる書類を添付し、提出するものとする。

（１）提出書類

- ① 業務（技術）提案書（任意様式）
- ② 見積書及び積算内訳書（任意様式）
- ③ 会社概要（任意様式）
- ④ 業務実績（様式３）
- ⑤ 業務実施体制（様式４）
- ⑥ 管理責任者の経歴・業務実績（様式５）
- ⑦ 実務担当者の経歴・業務実績（様式６）

（２）業務（技術）提案書の記載内容及び留意事項

- ① 業務（技術）提案書（任意様式）

「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務公募型プロポーザル審査基準」の各項目の順に記載し作成すること。

次の点について留意して作成すること。

なお、本提案は、そのまま実現されるものではないこと。

ア 調査業務実施計画

業務全体についての事業計画を記載すること。また、当該業務を実施するに当たって工程及び作業手順、基本的な取組方針や着眼点等について記載すること。

イ データ・資料の収集整理

被害想定調査に必要な基礎資料とその収集整理方法について記載すること。

ウ 被害想定

(ア) 物的被害の想定…物的被害の算定方法、手法及びアウトプット等について記載すること。

(イ) 人的被害の想定…人的被害の算定方法、手法及びアウトプット等について記載すること。

(ウ) 社会基盤施設等被害の想定…社会基盤施設等における被害の算定方法、手法及びアウトプット等について記載すること。

④ 業務実績（様式3）

過去 10 年以内に国又は都道府県の「地震・津波被害想定調査業務」を受注した実績を記載すること（1 者につき 5 業務以内）。

⑤ 業務実施体制（様式4）

本業務を実施するための体制図を記載すること。

また、配置予定技術者については、担当業務等を記載すること。

「⑥管理責任者の経歴・業務実績（様式4）」に記載する管理責任者を必ず含めること。

⑥ 管理責任者の経歴・業務実績（様式5）

本業務を実施するため配置を予定する管理責任者について、所有資格、業務実績、経歴等を記載すること。

配置予定者は原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由による場合は、同等以上の者と変更を行うこととする。

なお、変更については、富山県の実情を把握しなければならない。

⑦ 実務担当者の経歴・業務実績（様式6）

本業務を実施するため配置を予定する実務担当者について、所有資格、業務実績、経歴等を記載すること。

配置予定者は原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由による場合は、同等以上の者と変更を行うこととする。

なお、変更については、富山県の実情を把握しなければならない。

2 その他留意事項

(1) 提出する業務提案は、参加者 1 者につき 1 提案とする。

(2) 提案書提出後の書き換え、引き換え、撤回、再提出は認められない。

(3) 提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。

また、提出された提案書等は返却しない。

(4) 業務提案参加申請書及び業務（技術）提案書並びに契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

(5) 業務（技術）提案書及び見積書には、代表者の押印は不要とする。

富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務 公募型プロポーザル審査要領

この「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、富山県が実施する「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託」（以下「本業務」という。）に係る、受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるもの。

1 選定機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの選定は、富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、実施するものとする。
- (2) 選定審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務（技術）提案書等について、「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき、審査を行うものとする。

2 選定審査会（プレゼンテーション）の開催日及び場所

- (1) 開催日：令和6年10月21日（月）～25日（金）の間に実施予定
- (2) 場所：審査委員は富山県庁舎内において、参加者はそれぞれの職場等からWEB上で会議システム（Zoom）を利用して審査を実施する。開催時間等の詳細については、参加者宛て別途連絡する。

※プレゼンテーションの開催日時及び場所については、参加者へ別途通知する。

※プレゼンテーションの実施時間は、1者当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務（技術）提案書等及び参加者による審査委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、審査委員会において、業務（技術）提案書等のみによる審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により（1）の審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 選定委員会の委員は、業務（技術）提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) （4）の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をそれぞれ加え、合計した総得点により順位を付し、

富山県に報告する。

なお、総得点と同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の表が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

- (6) 参加者が1者のみであった場合でも、審査委員会において業務（技術）提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を富山県に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務公募型プロポーザル審査基準」のとおり。

5 選定結果の通知

選定結果については、各参加者に電子メールにて通知する。